

居宅訪問型保育事業の利用料の日割り対応について

「居宅訪問型保育事業」については、子ども子育て支援法施行規則の定めにより、利用料を日割り計算して減額する制度があります。

以下の両方に該当する場合に日割りの対象となります

- 保育を受けることができない日が月5日を超える場合
- 保育を受けないことについて、あらかじめ事業者と保護者の間で同意の書面を取り交わしていること

【手続きの流れ】

1. 毎月1日までに、保護者と事業者の間で同意書面を取り交わす(同意書面は事業者が用意しています。)
2. 事業者が、利用予定日等について横浜市に提出(届出)する。
→ 区役所こども家庭支援課から保護者と事業者あてに、利用料の変更内容(日割り)について通知を発送します。
同時に届かない場合もありますのでご承知おきください。

ご注意ください

1. 対象は、月～土曜日の「保育所の開所日」です(日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)は対象外)。
2. 「利用しない曜日が祝日と重なった」等の理由で、対象日数が「月5日」を超えない月は、日割り計算は行われません。(利用しない日の分も含めて1か月分の利用料が発生します。)
3. 他の施設(認可保育所や小規模保育事業等)は、この利用料日割り対応の対象外です。
4. 利用しない日(日数や曜日等)を変更する場合は、あらためて同意書面を取り交わし、対象月の1日までに、事業者から横浜市に届出を行います(月途中からの変更はできません)。
なお、利用しない曜日が変わらない場合でも、その月の開所日数等により、日割りの金額が変わる可能性があります。

【日数の計算方法】

1月あたりの利用者負担額

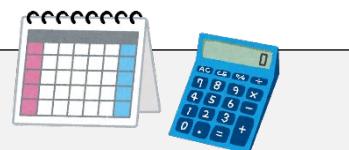
$$\times \text{あらかじめ決まっている「利用しない日」以外の日数}^{\ast 1} \div 25 \text{ 日}^{\ast 2} = \text{日割り計算後の利用料}$$

※1 その月の開所日のうち、「あらかじめ利用しないことが決まっている日」を除いた日数です。

※2 開所日が25日ではない月でも、日割り計算上は「月の開所日は25日」として計算します。

【計算の例】まず、その月の「開所日数」を確認します。

◆月額の利用料が25,000円／毎週月・金曜日を「利用しない日」としている場合◆



ケース① 【開所日数(祝日以外の月～土)が25日の月】で、
その月の月・金曜日は「各4回」。

- 「利用しない日」の日数 = 8日(月曜日4日 + 金曜日4日 = 8日)
- 「利用しない日」以外の日数 = 25日 - 8日 = 17日 → 月額利用料 25,000円 × 17日 ÷ 25日 = 17,000円

ケース② 【開所日数(祝日以外の月～土)が24日の月】で、
その月の月・金曜日は「各4回」だが、月曜日が祝日となっている日が1日ある。

- 「利用しない日」の日数 = 7日(月曜 + 金曜の日数が8日 - 祝日の月曜日が1日 = 7日)
- 「利用しない日」以外の日数 = 24日 - 7日 = 17日 → 月額利用料 25,000円 × 17日 ÷ 25日 = 17,000円

ケース③ 【開所日数(祝日以外の月～土)が25日の月】で
その月の月・金曜日は「各4回」だが、祝日となる月曜日が2日、金曜日が1日(計3日)。

→ 「利用しない日」が5日を超えないため、この月の利用料は、日割り計算されません。